

NO. 58
平成16年9月緊急号

市町村広報紙用原稿

緊急

くらしのフレッシュ便



広島県生活センター

災害復旧を口実とした 悪質商法にご注意ください！

台風の被害にあわれました皆様には、心からお見舞い申し上げます。

災害の後に、屋根や家屋の補修・点検を勧誘し、不当に高額な請求を行う悪質な訪問販売業者が横行することが予想されます。

公的な機関の関係者を装い「市から頼まれています」「役場の方から来ました」などと名乗って訪問する場合も考えられます。

契約の際には、内容や金額などをよく確認しましょう。

相談は各市町村の消費生活相談窓口
または広島県生活センター（消費生活室）へ

TEL 082-223-6111

〔受付時間：月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～12時、13時～16時〕



広島県生活センター（環境生活部管理総室消費生活室）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階

消費啓発グループ TEL 082-513-2731